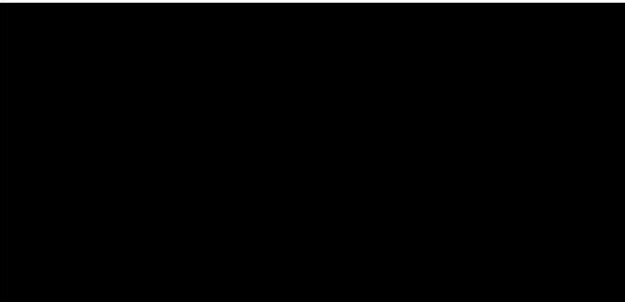


申請枠区分

緊急枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2024 年	3	次



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記 4 に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について	申請資格要件について確認しました
(2)公正な事業実施について	公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし	
(4)情報公開について（情報公開同意書）	情報公開について確認しました
(5)役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意について	
(6)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について	

■ 申請団体に関する記載

【申請団体の名称】
特定非営利活動法人フードバンク愛知

団体代表者 役職・氏名
理事長 宮尾 和子

分類

法人番号

180001098681

団体コード

申請団体の住所

愛知県北名古屋市高田寺砂場18番地

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請
なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

4.コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

4.事業情報の登録・事業関連書類の提出

事業名

フードバンク スマイルプロジェクト

事業の種類_第一階層

事業の種類_第二階層

事業の種類_第三階層

支援の分野_文字列表示

支援分野_活動支援団体

休眠預金活用事業 事業計画書

【2024年度物価高騰及び子育て対応支援枠】

必須入力セル	任意入力セル
	申請時入力不要

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

基本情報

申請団体		資金分配団体	
資金分配団体	事業名（主）	フードバンク スマイルプロジェクト	
	事業名（副）		
	団体名	特定非営利活動法人フードバンク愛知	コンソーシアムの有無 なし
実行団体団体	事業名（主）		
	事業名（副）		
	団体名		

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
○	(1)子ども及び若者の支援に係る活動
	○ ①経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	②日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④働くことが困難な人への支援
	⑤社会的孤立や差別の解消に向けた支援
	⑥女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	⑦地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	⑧安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連 ※実行団体入力項目

ゴール

1. 団体の社会的役割

(1)団体の目的	181/200字
こどもの貧困やヤングケアラーなどこどもの機会格差は大きな社会問題です。生活の為に食費や生活用品を切り詰めている家庭の声を多く聞くようになり、こども達の生活環境の悪化に危機感を覚えました。『私たちに出来ることはないのだろうか、世の中の"困った"を少しでも減らせる活動がしたい』そのような目的を共感できる仲間が集まり団体を設立し、現在も模索しながら活動しております。	
(2)団体の概要・活動・業務	198/200字
弊団体は2020年3月に活動を開始し、企業などから寄贈された食品を支援を必要とする団体や福祉施設へ無償で分配しております。全国の輸送会社と協力・連携することで日本全国の寄付企業から弊団体へ物資輸送を可能にしております。また、お膝元である東海3県（愛知・三重・岐阜）では『あいちこども食堂応援ステーション』と称し、37の市町村団体を取り巻き、地域レベルの支援ネットワークの強化・構築を実施している。	

II.事業概要

II.事業概要					国外活動の有無		—		資金提供契約締結日		採択後の契約時に用いる欄です	
実施時期			(開始)	2025/4/1	(終了)	2026/4/1	対象地域	全国	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。			なし
事業対象者： （助成で見込む最終受益者） ※資金分配団体入力項目			弊団体と連携登録のあることも食堂団体・その他団体は総数500ヶ所以上あります。こちらのパートナー団体を支援し、それらの団体を通じて必要とすることも達を事業対象者としてします。					事業対象者人数 ※資金分配団体 入力項目	3,600人			
事業概要			604/600字 経済的困窮しているひとり親家庭を支援するためには、経済的支援、就労支援、子育て支援、教育支援、心理的支援、生活支援など、様々なアプローチが必要ですが、政府や自治体、NPO、民間企業が連携し、多角的に支援することで、ひとり親家庭が安定した生活を送ることができるよう努めなければなりません。弊団体はフードバンク団体であり生活に必要な食料品や日用品を無償で提供します。これはNPOや地域団体が主導して行われている場合が多く、ひとり親家庭が利用できるようになっていますが、昨今のフードバンクや地域団体への寄贈品が著しく減少しており、各家庭が置かれた状況やニーズに応じた、きめ細やかな支援がこれまで以上に求められています。よって、弊団体と連携のある全国・地域団体へ資金支援を実施したいと考えます。それらの団体の特性を踏まえつつ、課題解決を伴走して行きます。行政データの活用、学校や地域コミュニティとの連携、福祉機関やNPOとの協力、デジタル技術の活用、そして広報活動や地域イベントの開催など、複数のアプローチを組み合わせることが重要と考え、支援が行き届いていない家庭を可能な限り特定し、必要なサポートを提供することが可能となります。経済的困窮など家庭内に課題を抱えることも達を支援することに同調する連携登録団体へ公募申請を行い、団体ごとの活動内容・手法などを厳格かつ公平に審査し、事業対象者3,600人を目標とします。									

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	789/800字
事業対象者とする貧困に直面する人々は経済的な困難によって生活が苦しくなるだけでなく、教育、健康、社会的な機会の欠如など、多岐にわたる問題を引き起こすと考えます。それぞれが貧困を深刻化させる要因となります。貧困問題を解決するためには、これらの複数の要因に対して包括的なアプローチが求められます。社会全体が協力して、教育や社会保障制度の改善、経済成長の恩恵をより多くの人々に届ける努力が必要と思います。また昨今の物価高騰は貧困問題を深刻化させ、特に経済的に脆弱な層にとって大きな影響を与えます。生活必需品の価格上昇、実質賃金の低下、エネルギーコストの増加などが、貧困層の生活をさらに厳しいものにし、社会全体に不安定さをもたらしています。こうした状況を改善するためには、賃金引き上げや社会保障の拡充、政府による物価安定策など、包括的な対策が必要と思います。少子化の進行により、子育て世代の支援ニーズはますます高まっています。これらのニーズに対応するためには、経済的支援、保育・教育環境の整備、働き方の柔軟化、地域社会のサポート、心理的支援、制度改革、そして住環境の改善など、包括的な支援策が求められます。政府、自治体、企業、地域社会が協力して、子育てしやすい環境を整えることも急務であります。これらの内容は支援を必要としているひとり親家庭に個人支援を弊団体が実施し、アンケート調査や対面にて情報を入手した多数の意見・要望をフォーカスした内容であり、現実味のある課題であります。また、フードバンクにおいても地域格差や機会格差も生じております。都市部ではフードバンクの数や規模が大きく、支援が比較的容易に受けられることが多い一方、地方や過疎地域では都市部とは真逆の現象が起き、機会格差においても食料の質・種類が地域によって異なることもあり、利用に関しても情報提供不十分も課題でもあります。	
(2)物価高騰及び子育て対応支援枠の助成申請に至った理由 ※資金分配団体入力項目	202/200字
本年春頃から企業などからの寄贈品が著しく減少してきました。そのような中、支援を必要とする方々は今も増加しており、留まることはありません。直近の学校の夏休みでは食する回数や量もさらに格差を生む社会に高じてきており、来年度も同様な状況が想定され、弊団体の設立時からの目的でもある『私たちに出来ることはないのだろうか、世の中の『困った』を少しでも減らせる活動がしたい』と節に感じ、緊急支援助成申請に至りました。	

IV.事業設計

(1)短期アウトカム	100字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標	100字	把握方法	100字	目標値/目標状態	100字	目標達成時期	100字
本事業の実施により、連携かつ確な事業スキームをさらに構築していく。お膝元である東海3県（愛知・三重・岐阜）では『あいちこども食堂応援ステーション』をモデルとし、その他地域での同様なスキームを行えることを目標とする。			本事業実施にあたり『あいちこども食堂応援ステーション』登録認定団体、その他地域から実行団体を選定し事業を行う。また、その他地域での中核団体を実行団体に選定し、同様なスキーム作りを実施。		実行団体による事業活動報告にて行う		現在のあいちこども食堂ステーション認定団体やその他地域団体にて3団体の実行団体を考えております		2026年3月	

(2)-1アウトプット：資金支援 ※資金分配団体入力項目	100字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標	100字	把握方法	100字	目標値/目標状態	100字	目標達成時期	100字
全国3,600人の事業対象者への物資支援（食品中心）を行う。			活動実施報告にて、配布人数を指標とする		配布人数の実績をカウント。個人情報伏せ、性別・年齢・大まかな住所などの開示によりカウントとする。		配布人数延べ3,600人		2026年3月	

(2)-2アウトプット：非資金的支援 ※資金分配団体100字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標 100字	把握方法 100字	目標値/目標状態 100字	目標達成時期 100字
弊団体が認定した実行団体がこのような経験・実績を積み、これまで以上に自立し団体としての活動力が上がっている。		実行団体から弊団体への活動報告を毎月1回 弊団体から実行団体へ中間報告会を年4回、最終報告会1回	実行団体からの活動報告回数・ 詳細をカウントする	実行団体の配布対象者（本当に支援を必要としている方）適正人数を積みあげる。弊団体は累計し、中間報告する	2026年3月

(3)-1活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期
助成する実行団体には本事業での活動内容・対象とする人数・計画などを申請していただきます。本事業の審査結果後の6週間後を期限とし、その後、活動資金分配を行い、実行して頂きます。各団体内で対象者を公募し、食品を中心に定期的な配布、食事支援活動などを実施して頂くことを想定しております。	2025年4月～2026年3月
	140/200字

(3)-2活動：非資金的支援 ※資金分配団体入力項目	時期
実行団体へ各地域行政との連携強化のため、課題となる、なっている事項が解決していけるよう、事項がある際は随時、情報共有させていただきます。	2025年4月～2026年3月
	66/200字

V.実行団体の募集 ※資金分配団体入力項目

(1)採択予定実行団体数	3団体
(2)1 実行団体当たり助成金額	10,000,000円
(3)案件発掘の工夫	弊団体と連携登録のあるこども食堂団体・その他団体は総数500ヶ所以上あります。また、37の団体で認定されている『あいちこども食堂応援ステーション』やその他団体に実行団体として本事業での活動内容・対象とする人数・計画などを公募申請していただきたいと考えております。これまでの経験の中で実行可能な団体、実行してもらいたい団体の見極めは可能なため、20の団体を候補先として進めていきたいと思います。
(4)予定する審査方法（審査スケジュール、審査構成、留意点等）	①事業者概要（i.会員数・ii.事業内容・iii.活動内容・実績） ②事業計画（i.手法・ii.実施スケジュール・iii.対象見込み人数年間②2,400人配布のための募集方法） 各審査項目について、次の基準により採点します。 ・高く評価できる水準であるもの（6点）・評価できる水準であるもの（4点）・やや不十分な水準であるもの（2点）・不十分な水準であるもの（0点） ※なお、審査項目②のiii・自立的継続性・将来発展性の項目の採点は2倍とします。

VI.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	①理事長：宮尾久子（事業全体の取りまとめ）②副理事長：尾形秋夫（担当：事業全体の経理）③理事：亀谷敏也（担当：事業全体の進捗管理、実行団体との連絡・連携）④メンバー：[]（担当：POとして、実行団体との連絡・連携）⑤メンバー：[]（担当：実行団体との連絡・連携）⑥メンバー：[]（担当：事業全体の事務）
---------------------------	--

(2)他団体との連携体制	愛知県児童家庭課、愛知県社会福祉協議会、東海3県市町村社会福祉協議会、全国フードバンク推進協議会、子ども食堂支援団体等との連携
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	経理規定に従って、経理担当者→担当理事→理事長の順に承認をとって、活動資金の支払いを行っております。常勤職員が資金管理を行い、担当理事が適切にその管理監督を行っております。担当理事が経理事務を管理監督し、定款の定めに従い月一回の理事会を開催し、年度終了後に社員総会を開催しています。コンプライアンス体制について、責任者(亀谷理事)を置き規定に従って、利益相反防止・倫理について、整備しております。

VII.関連する主な実績

(1)休眠預金以外の助成・補助金活用の有無			
①物価高騰及び子育て対応支援枠			
本申請事業について、助成金や寄付等を受け助成金等を分配している(予定も含む)	なし	ありの場合 その詳細	
本申請事業について、国又は地方公共団体から補助金又は貸付金（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む）を受けていない。	受領なし	※ありの場合、選定の対象外となります（公募要領：助成方針参照）	
本申請事業以外の事業について、助成金や寄付等を受け助成金等を分配している(予定も含む) ※資金分配団体入力項目	あり	ありの場合 その詳細	助成金、寄附金を子ども食堂等へ支援
②-1その他、助成金等の分配の実績 ※資金分配団体入力項目			
食品受入能力向上緊急支援事業の子ども食堂へ助成金の支援			
②-2前年度に助成した団体数 ※資金分配団体入力項目	485団体	②-3前年度の助成総額 ※資金分配団体入力項目	319,099,778円
(2)-1事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等 ※資金分配団体入力項目			
ひとり親家庭へのアンケート調査の実施（8,000世帯のデータ）、緊急支援プロジェクトで防災食を配布しアンケート調査の実施（2,500世帯）市町村行政との連携でフードパントリーを毎月開催、過去休眠預金事業にて4度の助成実績、その他助成実績としてこどもの居場所づくり応援事業、東海地区こども食のセーフティーネット構築事業、北名古屋のひとり親家庭、生活困窮家庭支援事業、困窮するひとり親家庭、こども食堂、外国人の支援事業、ひとり親家庭等の子ども食堂等支援事業などがあります。			

資金計画書

バージョン
(契約締結・更新回数)

1

申請団体		資金分配団体	
事業期間		2025/04/01 ~ 2026/04/01	
資金分配団体	事業名	フードバンク スマイルプロジェクト	
	団体名	特定非営利活動法人フードバンク愛知	

	合計
事業費	34,239,800
実行団体への助成	30,000,000
管理的経費	4,239,800
プログラムオフィサー関連経費	2,980,000
合計	37,219,800

資金計画書資料 ①調達の概要

1. 事業費 [円]

	2024年度	2025年度	合計
事業費 (A)	0	34,239,800	34,239,800
実行団体への助成	0	30,000,000	30,000,000
－			
管理的経費	0	4,239,800	4,239,800

2. プログラム・オフィサー関連経費（助成金） [円]

	2024年度	2025年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (C)	0	2,980,000	2,980,000
プログラム・オフィサー人件費等	0	2,880,000	2,880,000
その他経費	0	100,000	100,000

3. 合計 [円]

	2024年度	2025年度	合計
助成金計(A+C)	0	37,219,800	37,219,800

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格		団体種別	認定NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名			特定非営利活動法人フードバンク愛知	
郵便番号			481-0011	
都道府県			愛知県	
市区町村			北名古屋市長田寺砂場	
番地等			1 8 番地	
電話番号			0568-65-6650	
WEBサイト(URL)		団体WEBサイト	https://foodbank-aichi.org/	
		その他のWEBサイト (SNS等)	Facebook➡	
			X➡ https://x.com/NPO07892950	
			Instagram➡ https://www.instagram.com/npofoodbankaichi/	
設立年月日			2019/06/26	
法人格取得年月日			2019/06/26	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ミャオ ヒサコ
	氏名	宮尾 久子
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	7
理事・取締役数 [人]	6
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	5
常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	2
無給 [人]	1
非常勤職員・従業員数 [人]	2
有給 [人]	2
無給 [人]	0
事務局体制の備考	理事長 宮尾、副理事長 尾形、理事 亀谷、加藤、魚住その他

(5)会員

団体会員数 [団体数]	550
団体正会員 [団体数]	550
団体その他会員 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	120
ボランティア人数(前年度実績) [人]	120
個人正会員 [人]	0
個人その他会員 [人]	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	3
申請前年度の助成総額 [円]	357,000,000
助成した事業の実績内容	WAM助成事業 ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業（通常） ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業（追加）

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	こどもの居場所づくり応援事業、東海地区こども食のセーフティーネット構築事業、北名古屋のひとり親家庭、生活困窮家庭支援事業、困窮するひとり親家庭、こども食堂、外国人の支援事業、ひとり親家庭等の子ども食堂等支援事業など

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

●記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。

●名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。

●氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。

●備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。

●提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。

- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
- ・性別欄には「半角」で男性はM、女性はFで入力してください。

必須入力セル 任意入力セル

[illegible]

規程類確認書

申請団体名	特例認定特定非営利活動法人フードバンク愛知
申請事業名	資金分配団体

「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

貴団体は規程類をお持ちですか？		はい ☒ いいえ ☐
「はい」の場合、規程類をHPで公開していますか？		はい ☒ いいえ ☐
HPで公開している場合は規程類掲載ページのURLおよび規程類の名称を記載してください。 ※URLが複数ある場合は、備考欄に記載してください		URL: https://foodbank-aichi.org/
No.	規程類の名称 ※「参考：規程類の例」をご参照ください ※入力セルが足りない場合は、追加してください	備考 ※規程類の内容の説明が必要な場合や上記のURL欄だけでは足りない場合等は、備考欄に記載してください
1	定款	理事の構成（各理事について当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと。他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと）等開催時期・頻度、招集権者、招集理由、招集手続、決議事項、決議（過半数か3分の2か）、特別の利害関係を有する場合の決議からの除外（理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行うなど）、議事録の作成 等
2	就業規則	職員の就業に関する規則等
3	コンプライアンス規程	コンプライアンス担当組織（実施等担う部署が設置されていること）、コンプライアンス委員会（外部委員は必須、外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されているなど）、コンプライアンス違反事案（不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表するなど）等
4	リスク管理規程	具体的リスク発生時の対応、緊急事態の範囲、緊急事態の対応の方針、緊急事態対応の手順 等
5	監事監査規程	監事の職務及び権限、その具体的内容 等
6	給与規程	基本給、手当、賞与等、給与の計算方法・支払方法 等
7	経理規程	区分経理、会計処理の原則、経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別、勘定科目及び帳簿、金銭の出納保管、収支予算、決算 等

8	情報公開規程	情報公開の対象(定款、事業計画、収支予算、事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録、理事会、社員総会、評議員会の議事録) 等
9	内部通報(ヘルプライン)規程	ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)、通報者等への不利益処分の禁止(「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていることなど) 等
10	文書管理規程	決裁手続き、文書の整理、保管、保存期間 等
11	役員報酬規程	役員の報酬の額、報酬の支払い方法 等
12	理事の職務権限規程	理事間の具体的な職務分担 等
13	旅費交通費・手当支給規程	旅費、交通費等の手当等
14	倫理規程	基本的人権の尊重、法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)、私的利益追求の禁止、利益相反等の防止及び開示、特別の利益を与える行為の禁止(特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないなど)、ハラスメントの防止、情報開示及び説明責任、個人情報の保護等
15		
16		
17		
18		
19		
20		

特定非営利活動法人フードバンク愛知 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人フードバンク愛知という。

英文法人名は Food bank Aichi とする。略称は和英文では FBA と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県北名古屋市高田寺砂場18番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は貧困者、高齢者、幼児、災害の被害者、及びその困窮する実態に陥るおそれにある人々、並びに外国人留学生で生活に困窮する人々に対して食品の提供及び生活支援に関する事業を行い、これらをもって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 災害救援活動
- (2) 国際協力の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

支援者からの食品の収集及び外国人留学生、貧困者、高齢者、幼児、災害の被害者、及びその困窮する実態に陥るおそれのある人々に対しての食品の配布事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して6か月以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上
 - (2) 監事1人以上
- 2 理事のうち1人を理事長とし、2人以下を副理事長に置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を召集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を防げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了日の属する事業年度の前事業年度終了後、最初に開催される総会において、任期満了日前に後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了日までに後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けとることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第28条 総会における、議決事項は第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、次条第1項の規定にかかわらず、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき。
- (2)理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3)第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは次条第1項の規定にかかわらず、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項に

ついて書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事長の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立当初の財産目録に記載された資産

(2)入会金及び会費

(3)寄付金品

(4)財産から生じる収益

(5)事業に伴う収益

(6)その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

(臨機の処置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)総会の決議
- (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3)正会員の欠亡
- (4)合併
- (5)破産手続開始の決定
- (6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会にて決議した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に提示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑 則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

